

千葉県公告第947号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年12月22日

千葉市長 神谷俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イーエクスビル

所在地 千葉市中央区富士見二丁目14番地1、14番地2、
14番地3、14番地22

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コンチェルト

代表者 代表取締役 江口 隆光

所在地 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
(サンシャイン60 37階)

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コンチェルト

代表取締役 藏田 久幸

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
(サンシャイン60 37階)

(変更後) 株式会社コンチェルト

代表取締役 江口 隆光

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
(サンシャイン60 37階)

4 変更の年月日

令和4年6月28日

5 変更する理由

代表取締役の変更のため。

6 届出の年月日

令和7年12月12日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和7年12月22日から令和8年4月22日まで(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 時間

午前9時から午後5時まで